

(ロ)③ の要件

中小企業信用保険法第5号の規定による認定申請に係る必要書類

商工政策課 (53-4361)

<認定条件>

指定業種に属する事業を行っており、原油の高騰により、上昇率及び依存率（売上原価に占める原油等の仕入価格の割合）が20%以上となっていること。かつ製品価格への転嫁状況（P）>0となっていること。

※最近3ヵ月・・・最大で6ヶ月前から起算して3ヵ月（例：申請月11月なら5，6，7月分の売上高でも申請可能）但し、より直近の月の売上高等が未集計の場合に適用される措置であることに注意してください。

※最近1ヵ月・・・最大4ヶ月前から起算して1ヵ月

必要書類	部数
認定申請書	2
申請書ロ③の計算書	1
指定業種に係る原油等の最近1ヵ月の平均仕入単価・前年同月の平均仕入単価、原油等の仕入価格、最近3ヵ月間の売上高・前年同時期の売上高、及び企業全体の売上原価、最近3ヶ月間の売上高・前年同時期の売上高のわかるもの。 ※試算表、売上台帳、仕入帳、領収書など客観的根拠となるものがが必要です。	1
直近の確定申告書（写し） ・別表1 ・法人概況説明書（作成されていない場合もありますので確認） ※個人事業者のかたは確定申告書と付属明細書の写し	1
直近の決算報告書の（写し）・・・法人の場合	1
商業登記簿謄本（写し）・・・法人の場合 ※申請日前6ヶ月以内に発行されたもの	1
許認可を要する業種については 「当該許認可証」	1
委任状（代理人が申請にお越しいただく場合）	1

5号指定業種リストは中小企業庁のホームページよりダウンロードできます。

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm